

身体的拘束等適正化のための指針

キッズボンドEX 第3教室 八街

■施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

「私達は身体的拘束廃止に向けて最大限の努力を行わなければならない」

「私達は身体的拘束ゼロ及びサービスの質の向上を目指して実績を蓄積しなければならない」

「私達は自信を持って提供できるサービスを目指し、組織をあげて身体拘束廃止に取り組まなければならない」

1. 身体的拘束は廃止すべきものである
2. 廃止に向けて常に努力を行わなければならない
3. 安易に「やむを得ない」で身体拘束を行わない
4. 身体的拘束を許容する考え方はやめるべきである
5. 全員の強い意志で「チャレンジ」をする（ケアの本質を考える）
6. 創意工夫を忘れない
7. 利用者様の人権を一番に考慮すること
8. 福祉のサービスの提供に誇りと自信を持つこと
9. 身体的拘束廃止に向けてありとあらゆる手段を講じること
10. やむを得ない場合利用者様・家族の方に対する十分な説明を持って身体的拘束を行うこと
11. 身体的拘束を行った場合常に廃止をする努力を怠らないこと（常に「0」を目指すこと）

■身体的拘束発生時の対応に関する基本方針

身体的拘束は行わないことが原則であるが、緊急やむを得ない場合については、下記の運用によるものとする。

※「緊急やむを得ない場合」の対応とは、これまで述べたケアの工夫のみでは十分に対処出来ないような、一時的に発生する突発事態のみに限定される。当然のこと

ながら、安易に「緊急やむを得ない」ものとして身体的拘束を行うことのないよう、次の要件・手続を沿って慎重な判断を行うことが求められる。

1. 3つの要件をすべて満たすことが必要

以下の3つの要件をすべて満たす状態であることを検討、確認し記録しておく。

【切迫性】

利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

「切迫性」の判断を行う場合には、身体的拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える影響を勘案し、それでもなお身体的拘束を行うことが必要となる程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを、確認する必要がある。

【非代替性】

身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。

「非代替性」の判断を行う場合には、いかなる場合でも、まずは身体的拘束を行わずに支援するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から他に代替手法が存在しないことを複数のスタッフで確認する必要がある。また、拘束の方法自体も、本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法により行われなければならない。

【一時性】

身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

「一時性」の判断を行う場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束的時間を想定する必要がある。

2. 手続きの面でも慎重な取り扱いが求められる

仮に3つの要件を満たす場合にも、以下の点に留意すべきである。

- (1) 「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断は、管理者・児童発達支援管理責任者・指導員の合意のもとに行う。職員会議において議題として

上げ協議を行う。基本的に個人的判断で行わないこと。

- (2) 利用者本人や家族に対して、身体的拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間 帯、期間等を出来る限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努める。説明は管理者が行う。仮に、事前に身体的拘束について施設としての考え方を利用者や家族に説明し、理解を得ている場合であっても、実際に身体的拘束を行う時点で必ず個別に説明を行う。
- (3) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合についても、「緊急やむを得ない場合」に該当かどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。この場合には、実際に身体的拘束を一時的に解除して状況を観察するなどの対応をとること。

3. 身体的拘束に関する記録が義務づけられている

- (1) 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。
- (2) 具体的な記録は「身体拘束書類(1)(2)」を使用する。記録には、日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に係わる再検討を行うごとに逐次その記録を加えるとともに、それについて情報を開示し、職員間、施設全体、家族等関係者の間で直近の情報を共有する。また、この記録は行政の監査においてもきちんと整備し閲覧して頂けるようにする。

身体的拘束等適正化のための指針

キッズボンドEX 第3教室 八街

1. 理念

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない療育の実施に努めます。

重要事項に定める内容

サービス提供にあたっては、サービス対象者又は他のサービス対象者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、行動制限その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

2. 根拠となる法律

- (1) 児童虐待防止法
- (2) 障害者虐待防止法

児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）

個々の心身の状況を勘案し、障がい・特性を理解した上で身体拘束を行わない療育の提供をすることが原則である。

例外的に以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ① 切迫性…利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ② 非代替性…身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
- ③ 一時性…身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

※身体拘束を行う場合には、以上の3つの要件をすべて満たすことが必要です

3. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関わる基本方針

療育に携わる全ての職員に対して、身体的拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行います。

- (1) 定期的な教育・研修（年2回）の実施
- (2) 新任者に対する身体的拘束廃止・改善のための研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施

4. 身体的拘束発生時の報告・対応に関する基本方針

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施します。

(1) 委員会の実施

緊急性や切迫性によりやむを得ない状況になった場合、委員会を開催し、1.切迫性 2.非代替性 3.一時性の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認する。また、当該利用者の家族等と連絡をとり、身体的拘束実施以外の手立てを講じることができかどうか協議する。上記三要件を満たし、身体拘束以外の対策が困難な場合は、拘束による利用者の心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討し、その上で身体拘束を行う判断をした場合は、「拘束の方法」「場所」「時間帯」「期間」等について検討し確認する。また、早期の段階で拘束解除に向けた取り組みの検討会を随時行う。

(2) 利用者本人や家族等に対するの説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。個別支援計画書に身体拘束を行う可能性を盛り込み、本人または保護者に同意を得る。行動制限の同意書の説明をし、同意を得る。また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に家族等と締結した内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得た上で実施する。

(3) 記録

記録専用の様式を用いて、その態様及び時間、心身の状況・やむを得なかった理由などを記録し共有するとともに、身体的拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討する。また、実施した身体的拘束の事例や分析結果について、処遇職員に周知す

る。なお、身体的拘束検討・実施等に係る記録は5年間保存する。

(4) 拘束の解除

(3) の記録と再検討の結果、身体拘束の三要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体拘束を解除し、利用者・家族等に報告します。

5. 身体的拘束等適正化に向けた体制

(1) 身体拘束適正化委員会の設置

当事業所では、身体的拘束等の廃止に向けて身体拘束適正化委員会を設置します。

① 設置目的

- ・事業所内等での身体的拘束廃止に向けた現状把握及び改善の検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束廃止に関する職員全体への指導

② 身体拘束適正化委員会の構成員

- ・委員長：伊藤晴康（キッズボンド EX COO）
- ・高山智充（児童発達支援管理責任者/管理者）
- ・永田沙羅（保育士）
- ・持田優斗（児童指導員）
- ・平田周子（児童指導員）
- ・松尾祐亜（児童指導員）

③ 身体拘束適正化検討委員会の開催

6. 指針の閲覧について

当事業所の身体的拘束等適正化のための指針は、求め応じていつでも利用者及び家族等が自由に閲覧できるように、当事業所のホームページに公表します。

附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。

身体拘束適正化委員会設置規程

1. 設置の目的

身体拘束は原則として禁止されており、身体拘束は、人権擁護の観点から問題があるだけでなく、拘束される高齢者の QOL（生活の質）を根本から損なう危険性があります。利用者の人権を保障しつつケアを行うという基本姿勢に立ち「身体拘束ゼロ」を目指して取り組むことを目的とする。

2. 委員会の検討、調整事項

- (1)生活状態の把握と分析に関すること。
- (2)代替的な方法の検討に関すること。
- (3)緊急やむを得ない場合の対応に関すること。
- (4)身体拘束を必要としない状態の実現に関すること。
- (5)施設設備・生活環境の整備に関すること。

3. 委員会の構成

委員会の構成は、以下のとおりとする。

委員長	伊藤 晴康（有限会社アークス COO）
委員	高山智充（児童発達支援管理責任者/管理者） 持田優斗（児童指導員） 平田周子（児童指導員） 永田沙羅（保育士） 松尾祐亜（児童指導員）

その他必要と思われる職にある者を加えることができる。

4. 委員会の議長

- (1) 委員会の議長は、委員長が行う。
- (2) 委員長が出席できない場合は、あらかじめ議長が指名した委員が代行する。

5. 委員会の開催

委員会の開催は、原則年 2 回とする。

6. その他

この委員会の運営に関し、この規程に定めのない事項について必要な事項が生じた場合は、委員長が別に定める。

(附則)

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。